**【INDEX】**

**＊文部科学省**

**・外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査の実施及び調査結果（速報値）について**（9月27日）P.2

**・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和元年度）（第1回）　配付資料**

（9月27日）P.2

**＊厚生労働省**

**・麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施します**（9月25日）P.2

**・10月1日から「里親月間」が始まります**（9月27日）P.2

**＊いじめ**

**・世界30カ国でネットいじめを調査　先進・途上にかかわらず3分の1がいじめを経験**（OVO・9月6日）P.3

**・スクール弁護士を配置へ　いじめ、虐待に専門対応**（日経新聞・9月23日）P.3

**＊虐待**

**・虐待を府警と全件共有へ　大阪市の児相、市長が指示**（日経新聞・9月3日）P.4

**・子どもの発達障害の権威が教える、乳幼児期のしつけで大切なこと**（Mollet･9月4日）P.5

**・育児放棄事案を緊急点検へ　厚労省**（日経新聞9月6日）P.7

**・結愛ちゃんの母、「夫に隷属関係」　浮かんだ児相の課題**（Yahooニュース／朝日新聞・9月18日）P.8

**・児童相談所職員にのしかかる何とも過重な負担**（東洋経済ONLINE・9月18日）P.8

**・児童虐待、DVへ対応徹底を指示**（共同通信・9月24日）P.11

**＊子どもの貧困**

**・6大学が子どもの貧困研究　地域特性を明らかに**（日経新聞9月19日）P.11

**＊性暴力**

**・シリーズ・ニッポンの性教育（2）　性について学ぶ権利を奪われている子どもたち**（nippon.com・9月11日）P.11

**・子ども同士の性暴力、７割が同性間　男子に多い重大事案**（朝日新聞・9月28日）P.15

**＊性的搾取**

**・婦人相談所強化へ新法検討＝ＡＶ強要、ＪＫビジネスも対応－厚労省**（時事通信9月16日）P.16

**＊SNS関連**

**・SNSで犯罪に加担、高校生逮捕　教育現場への波紋**（長崎新聞社・9月30日）P.17

**・親子の会話は高学年ほど減少、LINEなどのやり取りは増加**（リセマム・9月30日）P.18

**＊その他**

**・子どもアドボカシーを考える／編集委員・大久保真紀**（朝日新聞・9月8日）P.18

**・せき止め乱用、10代で急増　厚労省の薬物依存調査**（日経新聞9月15日）P.23

**・［災害と子ども］心の回復には遊びが必要　平気そうな子ほどケアを**（ヨミドクター・9月16日）P.24

**・小中学校の冷房教室77%に　酷暑で急増、国の支援影響**（日経新聞・9月19日）P.27

**・大人の不安は子どもに影響：衝撃ニュースから心を守る基礎知識**（Yahooニュース・9月22日）P.28

**・外国籍児1万9千人が不就学か　文科省、初の全国調査**（日経新聞・9月27日）P.29

**・ファミサポで独自に安全対策強化**（共同通信・9月27日）P.30

**＊文部科学省**

**・外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査の実施及び調査結果（速報値）について**（9月27日）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568.htm>

**・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和元年度）（第1回）　配付資料**

（9月27日）

* 【資料1】児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の設置について
* 【資料2】児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議　審議のまとめ（案）
* 【資料3】児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（平成30年度第３回）における主な御発言
* 【資料4】（一部追記）自殺予防教育とＳＯＳの出し方に関する教育の整理表（参考資料1-1）自殺総合対策大綱（概要）
* （参考資料1-2）自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）
* （参考資料2） 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の抜粋（SOSの出し方に関する教育関係部分）
* （参考資料3）平成28年度　自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況に係る調査結果について
* （参考資料4-1）児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）（概要）
* （参考資料4-2）児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）
* （参考資料5） 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（概要）
* （参考資料6-1）児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態, 強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（事務連絡）（概要）
* （参考資料6-2）児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態, 強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（事務連絡）
* （参考資料7）子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_8/shiryo/1421583.htm>

**＊厚生労働省**

**・麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施します**（9月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000179105_00004.html>

**・10月1日から「里親月間」が始まります**（9月27日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178416_00003.html>

**＊いじめ**

**・世界30カ国でネットいじめを調査　先進・途上にかかわらず3分の1がいじめを経験**

（OVO・9月6日）

　学校におけるいじめ。親や大人による暴力。さまざまな対策が講じられているが、子どもを取り巻く環境は改善されているとはいえない。ユニセフ（国連児童基金）と「子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表事務所」が行った調査によると、世界中の若者の3分の1がネット上のいじめを経験したことがあることが判明した。

　調査は、U-Report（ユー・レポート）と呼ばれる携帯電話を使ったメッセージ・アプリを活用して、世界30カ国の17万人以上の若者（13～24歳）を対象に行った。30カ国は：アルバニア、バングラデシュ、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、ブルキナファソ、コートジボワール、エクアドル、フランス、ガンビア、ガーナ、インド、インドネシア、イラク、ジャマイカ、コソボ、リベリア、マラウイ、マレーシア、マリ、モルドバ、モンテネグロ、ミャンマー、ナイジェリア、ルーマニア、シエラレオネ、トリニダード・トバコ、ウクライナ、ベトナム、ジンバブエ。今回の調査から、クラスメイト間でのネットいじめは所得が高い国特有の問題ではないことが分かった。約30％がネットいじめを経験。5人に1人がネットを介したいじめや暴力のため学校を休んだ経験を持ち、約40％は学校コミュニティ内に私的なオンライングループがあり、そこではいじめ目的でクラスメイトの情報が共有されていると告白した。

　学校内で行われるいじめも撲滅が難しいが、大人の目が届かないネット上のいじめは、対策がより困難だ。若者たちに、いじめを止める責任は誰にあると思うかと聞いたところ、32％は「政府」、31％は「若者自身」とし、29％は「インターネット企業」と答えた。若者を含めた社会全体でいじめに対応する必要があるといえるだろう。

　現在日本では、子どもに対する暴力をなくすための行動計画（『子どもに対する暴力撲滅我が国行動計画』）の策定が進められている。その一環として、日本ユニセフ協会とヤフーは、この行動計画に関する子どもたちからのパブリックコメント（「子どもパブコメ」）を募集している。あなたの学校にもあるかもしれない、いじめ。みんなでなくす努力をしよう。

https://ovo.kyodo.co.jp/ch/mame/a-1346500

**・スクール弁護士を配置へ　いじめ、虐待に専門対応**（日経新聞・9月23日）

学校現場でのいじめや虐待に対応するため、文部科学省が「スクールロイヤー」と呼ばれる専門の弁護士を全国に約300人配置する方針を固めたことが23日、分かった。各地の教育事務所などに拠点を置き、市町村教育委員会からの相談を受ける。来年度からのスタートを目指して準備を進める。経費は年間約4億円を見込み、財源に地方交付税を活用する考え。

学校現場では、いじめや虐待だけでなく、不登校や保護者とのトラブルなど、法的なアドバイスが有効な場面が多い。弁護士が早い段階から関わり、訴訟など状況が深刻化する前の解決を目指す。また、教員の長時間勤務が深刻な問題となる中、専門的な知見を取り入れて現場の負担軽減にもつなげる。

文科省は2017年度からスクールロイヤー活用に関する調査研究を開始。今年3月、全国の教育委員会にアンケートしたところ、76%が「法的な専門知識を有する者が必要」と回答した。

ただ、外部の顧問弁護士に相談する場合、事前予約が必要だったり、教育現場に精通しておらず、適切な助言が得られなかったりすることがある。市町村教委からは、各都道府県教委が雇用するなど組織内に弁護士を置き、相談しやすい態勢づくりを求める声が上がっていた。

文科省は子どもの福祉や不当要求などに詳しい多様な人材を確保できるよう、弁護士会との連携にも取り組む。

全国の自治体では、先行してスクールロイヤーを活用する例が増えている。千葉県野田市では今年1月、虐待を受けていた女児が亡くなった。「お父さんにぼう力を受けています」と訴えた学校アンケートの回答コピーを、市教委が父親に渡していたことが発覚。再発防止策として今年8月以降、校長から電話で随時相談を受ける弁護士4人と、市教委に弁護士1人を置いている。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50112680T20C19A9CR8000/

**＊虐待**

**・虐待を府警と全件共有へ　大阪市の児相、市長が指示**（日経新聞・9月3日）

大阪市の松井一郎市長は3日、市所管の児童相談所が把握した児童虐待事案について、全件の情報を大阪府警と共有するよう指示したことを明らかにした。府所管の児相は2018年8月から全件共有していた。同市の20代母親が息子（4）への傷害の疑いで書類送検された事件があり、児相が当初、詳細な情報を府警に提供しなかったとされることなどから対応を見直す。

松井市長は記者団に「軽傷であってもリスクがある。府警と情報を共有したい」と述べた。これに先立ち、大阪府の吉村洋文知事も記者団に「大阪市や堺市を入れた会議で、扱いが異ならないように共有していく」と述べた。

母親は2日に書類送検された。6月8日早朝、自宅で息子の全身を殴打して2週間のけがを負わせた疑いがもたれている。捜査関係者によると、母親が同日中に自ら児相へ電話した。母親は1時間以上、洗面器を用いて壊れるほど息子の全身をたたいたり、電気コードをむちのように使って殴ったりしたとみられる。

4日後の6月12日、家族への府警の対応歴を児相が問い合わせ、府警は事案を認知。保護の経緯など詳しい情報を求めたが、児相は当初「第三者からの通告ではなく母親の相談なので、提供しない。児相の指導で解決する」などと数回にわたって拒んだという。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49343920T00C19A9AC1000/

**・子どもの発達障害の権威が教える、乳幼児期のしつけで大切なこと**（Mollet･9月4日）

「この子のためだ」との思いで取った行動が、子供を傷つけてしまうかもしれない。どう躾をすればいいのか、躾と体罰の境界とはどこなのか……。そんな不安を抱えながら子育てしている方は多いでしょう。児童精神科医の第一人者として著名な杉山登志郎医師が、基本について説いた『子育てで一番大切なこと 愛着形成と発達障害』 (講談社現代新書)。今回はこの本から、乳幼児期の躾と健康維持についての解説をご紹介します。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

どんな暴力であっても脳は確実に萎縮する

子供への躾において問題視されるのが「躾と体罰」だ。体罰というと殴る蹴るのイメージがあるが、子供の虐待の影響を見ていくと、「お前を産むんじゃなかった」という否定的な言葉を子供に向かって言い続けたり、きょうだい間で差別をしたりというような心理的虐待、そして必要な世話をしないというネグレクトのほうが、単純な体罰よりダメージが強いということが分かってきている。

もちろん体罰がいけないことには変わりはない。暴力を受け続けると、脳に明らかなマイナスの影響が出てくることもはっきりしてきている。

下記の表を見てほしい。

「誤った対応で変化する子どもの脳」

　●性的虐待　　→　後頭葉の萎縮、および脳梁の萎縮

　●暴言被害　　→　側頭葉の肥大

　●体罰　　　　→　前頭前野の萎縮

　●DV目撃　　→　視覚野の萎縮

　●複合的虐待　→　海馬の萎縮

この研究によって、どの振る舞いがどのように脳にマイナスの影響を与えるのかが個別に判明している。よく「愛情があれば体罰だって良いんだ」という議論がされるが、愛があると判断されるような体罰でも、脳の萎縮は確実に起きてくる。萎縮するのは前頭前野という、考えることを司るとても大事な箇所だ。体罰はどんなものであっても、脳のとても大切なところにマイナスの影響を与えるということが、この研究で明らかにされたのである。

褒める回数を叱る回数より多くする

では子育てをする際の躾は、どのようなことに気をつければ良いのか？　勧められているのは、できるだけ「褒め伸ばし」をすることだ。

子供を𠮟らないというのは不可能だ。ただし叱る回数と褒める回数を比較したときに、褒める回数が多くなるようにすることがポイントだ。

そしてもう１つのポイントは、子供のやる気が出るように褒め方の工夫をすることだ。

一例を上げると、トークン・エコノミーというものがある。これは、子供がした良い行動にクーポン券をあげていくというやり方だ。

やり方を説明しよう。まず食事をする部屋にカレンダーを貼っておく。たとえば朝起きたらすぐにトイレに行って着替える、ということができたら、その日にちのところにシールを貼る。そうして、あらかじめ約束した枚数にシールが達したら、何かご褒美をあげるのだ。

ただしこれには注意点がいくつかある。

第１は、減点は絶対にしないこと。できなかったからといって貼ったシールを剥がしてはいけない。

第２は、最初はできるだけご褒美を小出しにすること。シール１枚につき１つのご褒美から始めても良い。定着してきたら、５枚とか10枚とか、貯めた枚数に従って大きなご褒美にしていくのだ。

ご褒美はすぐ消えるような小さなものが良い。たとえばチョコ１個など。毎回、大きなものを買ってあげるわけにはいかないからだ。

もちろん物でなくても良い。シールが５枚貯まったらお母さんがぎゅっと抱きしめてあげるというのでも良い。子供が喜んでくれればそれでいいのだ。

短い睡眠で生活することのダメージ

子供たちの“発達”を踏まえた子育てにおいては「健康な生活を送るコツ」という課題もでてくるが、これに関しては切実な問題がある。それは、睡眠リズムの問題だ。

この最近の日本は、どの年齢でも睡眠時間が減っている。大人は残業で長い時間働き遅くに帰ってくるため、夜型の生活になる人が非常に多い。それに子供が巻き込まれているのだ。実際、子供の睡眠時間は減っている。

夜型になっても睡眠時間が長く取れればいいかというと、そうではない。人間も生き物だ。太陽と共に生活するようになっているから、やはり健康のためには早寝早起きが大切だ。しかし父親が夜遅くに帰ってきて、そこから子供と遊ぶとなると、幼稚園児が寝る時間は22時、あるいは23時になってしまう。

短い睡眠で生活するというのは、たとえばサバンナとか、危険な中で過ごしているときの状況と同じである。だから子供は睡眠時間が短くなるだけで、安心と真逆の生理的な状況が生まれてくる。つまり、緊張が切れないからイライラしやすくなってくる。体の成長のためのホルモンは、睡眠下で分泌されるものなので、眠らない子はその恩恵に与れない。神経の成長のためには、睡眠は欠かせないものなのである。

発達の凸凹がある子は、緊張がもともと高く睡眠がきちんと取れないこともある。その場合、最初に行うべきは環境調整だ。お父さんを含めて家族全員が協力して、早寝早起きの生活リズムを整えることが一番大切である。

しかし、俗に言う“カンが強い子”の場合、なかなか夜の睡眠が確保できず、そのため母親も睡眠不足でふらふらになることがある。そういう時には幼児であっても、睡眠を安定させるための薬を処方することもある。

子供の病気防止にはテクノロジーの制限も

最後に「子供の病気防ぐコツ」であるが、これはすごく単純なことをすればいいだけだ。まず早寝早起き。そしてきちんと栄養バランスのとれた食事、外でよく体を動かすことだ。この３つの古典的養生訓ができている子は、風邪を引いてもすぐに治ってしまう。

ただ私は、最近は４つ目の新たな項目が必要になったのではないかと考えている。それは情報制限だ。

今は親も子もずっとゲームをしているが、ゲームをすると興奮してしまう。寝る直前までゲームをして、興奮がおさまらないまま寝るとなると、睡眠の質が悪くなることも起こる。ゲームだけでなく、テレビやネット動画なども大情報源だ。そうしたものがつけっ放しになっていると、心が休まりにくいのである。

テクノロジーが悪いわけではないが、子供の病気への備えの第一歩は、情報制限も含め、ごく基本的な健康な生活にある、ということを覚えておいていただきたい。

https://mi-mollet.com/articles/-/19234

**・育児放棄事案を緊急点検へ　厚労省**（日経新聞9月6日）

鹿児島県出水（いずみ）市の大塚璃愛来（りあら）ちゃん（4）が死亡した虐待事件を受け、根本匠厚生労働相は6日、閣議後の記者会見で、全国の児童相談所が対応するネグレクト（育児放棄）事案の緊急点検を実施すると明らかにした。

事件を巡っては、県中央児相（鹿児島市）が4月、母親のネグレクトを認定、継続指導が必要と判断していた。

厚労省職員による現地の関係機関からの聞き取りを踏まえ、根本氏は璃愛来ちゃんが夜間に頻繁に外出していたことや、転居していたことなどに触れ「リスクが高まる兆候があったにもかかわらず、適切なアセスメントが行われていなかった」と指摘した。

さらに、リスクが高まった際には一時保護するという援助方針が県中央児相と転居先の出水市との間で十分に共有されていなかったとして「迅速な一時保護につながらなかった」と述べた。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49506430W9A900C1000000/

**・結愛ちゃんの母、「夫に隷属関係」　浮かんだ児相の課題**（Yahooニュース／朝日新聞・9月18日）

　東京都目黒区で船戸結愛（ゆあ）ちゃん（当時５）を虐待死させたとして、保護責任者遺棄致死の罪に問われた母親の優里（ゆり）被告（２７）の裁判員裁判で、東京地裁は１７日、懲役８年（求刑・懲役１１年）の実刑判決を言い渡した。裁判では、虐待の背景に夫婦間のＤＶ（家庭内暴力）の影響があったことや、児童相談所の職員が今後の家庭への支援を考え、介入をためらっていたことが明らかになった。

　「看過できない心理的影響があった」。判決は、優里被告が２０１６年４月に結愛ちゃんを連れて結婚して以来、雄大被告から食事の量や性格まで長時間の説教を頻繁に受け続けたと言及。結愛ちゃんの腹を蹴るのをいさめても取り合ってもらえず、自己を否定され、時に自分もたたかれるうちに「逆らいにくい心理状態になった」とした。

　結愛ちゃんへの「食事制限」を容認し、病院に連れて行かなかった理由について「従わなければまた過酷な説教をされ、結愛ちゃんが暴力を受ける恐れがあった」と指摘。夫婦間の従属関係が事件の背景にあったと認定した。

　母へのＤＶが疑われる事例について、小児精神科医の奥山真紀子・日本子ども虐待防止学会理事長は「子どもの安全を確保した上で、自治体と協力して母子生活支援施設を使うなど母子で保護することも考えていくべきだ」と提言する。

　優里被告のように、ＤＶの渦中にいると被害の自覚を持ちにくい母親も多いという。児相は母親と何度も面会してＤＶを受けていることを認識させ、「このままでは子どもを守れない」と説得しなければならないと指摘。「家族内の力関係をどう見立て、ＤＶを受けている母親にどう接するか。児童福祉司の資格化についての議論が始まっているが、職員の力量を上げる必要がある」と話した。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190918-00000014-asahi-soci

**・児童相談所職員にのしかかる何とも過重な負担**（東洋経済ONLINE・9月18日）

虐待対応で月100時間残業も､独自調査で判明

2018年に起こった目黒区の船戸結愛ちゃんの虐待死事件で9月17日、母親の優里被告に懲役8年（求刑懲役11年）とする判決が下された。この事件では児童相談所（児相）が2度の一時保護をしながら家に戻したことや、香川県から目黒区に引っ越した際、児相の間で十分に情報共有がされていなかったことなどが批判を浴びた。

児童虐待の死亡事件が起こるたび、真っ先に非難の矛先が向かうのが児相である。児相が会見を開き、所長が深々と頭を下げる光景はこれまで何度も繰り返されてきた。しかし、個々の児相を責めることが、虐待事件の解決につながるわけではない。背景には労働環境の構造的な問題が横たわっているからだ。

今児相で問題が深刻化しているのが、児童福祉司の人材不足だ。虐待の通告が入れば駆けつけたり、一時保護したりと、子どもや親と最前線の現場で関わる仕事である。

虐待通告件数の急増に増員が追いつかず

児童福祉司が足りない理由は、虐待対応件数の多さにある。急増する虐待通告件数に対して、その増員が追いついていないのだ。児童福祉司1人が対応する虐待対応件数は、日本では平均41件（2018年時点）と、アメリカの平均約20件の倍に上る。

相次ぐ虐待死事件を受けて国は2016年、児童福祉司を2019年度までに約550人増やす方針を打ち出した。さらに2018年の目黒虐待死事件を受け、再び増員目標数を掲げ、2022年度までに約2000人増やそうとしている。ただ増員で、どこまで児相の負担が緩和されるかは未知数だ。

そこで9月17日発売の『週刊東洋経済』では、児相を設置する全国69の自治体に対し情報公開請求やアンケートなどの独自調査を実施。児相の労働環境の実態解明を試みた。同号では、児童福祉司の月の時間外労働時間や、年間の有給休暇取得日数などの調査結果の一覧を掲載している。その一部を紹介する。

同調査結果で、児童福祉司の過重労働の参考値となるのが、月の時間外労働時間である。平均時間外労働時間が多かったのは、さいたま市（52.4時間）、名古屋市（51.4時間）、三重県（47.3時間）、徳島県（46.8時間）など。全自治体を見渡しても、総務庁調査（2017年）における地方公務員の月の平均時間外労働時間（13.2時間）を上回る自治体が多かった。

月の時間外労働がとくに多かった職員は、千葉市（121時間）、三重県（97時間）、名古屋市（94.3時間）などにいた。これらは過労死ラインとされる月80時間を超えており、長時間労働が深刻といえる。

では児童福祉司の増員により、現場の労働環境は改善されつつあるのか。時間外労働時間の最大値が月80時間を超えた徳島県の児相担当者は、「相談件数が増え続け、2018年にピークを迎えた。人数が増えても時間外労働時間も増えている」と話す。

緊急対応も長時間労働の一因に

長時間労働の背景には、児童福祉司の勤務スタイルの問題もある。そもそも児童福祉司は、9時から17時といった一般的な会社員のような勤務体制は取りにくい。日中、仕事や学校に行っている親や子どもに会えるのは、夕方以降になる。家庭訪問を終わらせ、夜は報告書などの書類作成に追われる。

また児相の緊急対応のルールも、勤務時間が長くなる一因である。児相は土日問わず、虐待の通告から48時間以内に安全確認をしなければならない決まりとなっている。

職員の時間外労働時間の最大値が80時間を超えるさいたま市の児相担当者は「通告への対応などの緊急対応に追われてしまい、アフターフォローのための支援時間が十分に取れないこともある」と話す。同90時間を超えた名古屋市の児相担当者は、「最も残業時間が多い職員は、緊急対応に特化した介入担当の職員」と明かす。名古屋市では、緊急対応をする介入担当の職員と、その後のアフターフォローをする支援担当の職員とを分けているという。

今年改正された児童虐待防止法でも、このように一時保護などの「介入」と、家族の関係改善などの「支援」の担当職員を分けることが定められた。しかし、介入の担当者への業務過多が懸念されており、「職員数が少ない児相では担当を分けるのは不可能」（児相担当者）という声も上がっている。

また名古屋市のように24時間、正職員の宿直担当が虐待の通告に対応している児相がある一方、夜間や土日は当番職員が自宅で待機し、緊急時に対応するという児相も多い。

こうした自宅での待機時間は勤務時間には含まれない。「待機している時間も自由に使えない時間。本来なら勤務時間として認められるべきだ」と公務員の労働問題に詳しい岡田俊宏弁護士は話す。

時間外労働の上限規制が及ばず

児相は地方公務員の中でも消防署、警察署などと同様に、時間外労働をさせるのに労使間の「三六協定」を結ばなくてもよい例外的な職場だ。今年4月に施行された働き方改革関連法では、時間外労働の上限を原則月45時間とすることが定められたが、児相にはこうした規制が及ばない。

虐待死を防ぐ重要な役割を担うのが児相である。だがその現場が疲弊したままでは、役割を全うするのは容易ではないだろう。相次ぐ虐待事件の責任を児相だけに負わせていては問題の根本的な解決にはならない。“児相頼み”から脱却する新たな仕組みづくりが求められている。

https://toyokeizai.net/articles/-/303391

**・児童虐待、DVへ対応徹底を指示**（共同通信・9月24日）

全国会議で警察庁長官

　警察庁は24日、東京都内で全国警察の捜査課長を集めた会議を開いた。栗生俊一長官は、子どもや女性の被害が後を絶たない児童虐待やストーカー、ドメスティックバイオレンス（DV）に関し「認知段階から組織的対応を徹底し、被害者の安全確保を最優先に対処してほしい」と訓示した。

　犯罪情勢について、特殊詐欺やサイバー犯罪など「非対面型犯罪」が多発しているとして「犯罪の傾向自体に大きな変化がみられる」と指摘。特殊詐欺グループの背後に暴力団がいるとみて、あらゆる法令を駆使した多角的な取り締まりを求めた。

https://this.kiji.is/549123829353284705

**＊子どもの貧困**

**・6大学が子どもの貧困研究　地域特性を明らかに**（日経新聞9月19日）

全国の子どもの貧困の実態を研究するため、北海道大や沖縄大など全国6大学が共同の組織を19日までに発足させた。既存の自治体のデータを分析することでそれぞれの地域の特性を明らかにし、政策の提言に生かす考えだ。

6大学は、ほかに首都大学東京、東京医科歯科大、日本福祉大（愛知）、大阪府立大。

これまでは自治体が個別に調査することが多かったが、対象や内容が違うため比較が難しかった。新組織では、自治体ごとに対象年齢が違う子どもの医療費助成が子どもの健康にどのような影響を与えるかや、実態が見えにくい父子世帯、外国にルーツを持つ子どもの状況も調べる。

18日に会見した首都大学東京の阿部彩教授は「同じ自治体内でも都市部と山間部では違いがある。三世代同居や両親の就労などが子どもにどのように影響するかも研究したい」と話している。

平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合を示す「子どもの貧困率」は13.9%で、7人に1人に上る。2020年度にも内閣府が子どもの貧困に関する全国調査を行う予定にしている。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49963920Z10C19A9CR0000/

**＊性暴力**

**・シリーズ・ニッポンの性教育（2）　性について学ぶ権利を奪われている子どもたち**（nippon.com・9月11日）

社会 教育 2019.09.11

多くの人たちは小・中・高校時代、性について学んだのは、保健体育などでのほんの少しの時間だったのではないだろうか。性教育を受けていないということは、どういうことなのか。性教育によって、生徒たちは何を学ぶのか。長く学校での性教育に携わり、その現場を見てきた「“人間と性”教育研究協議会」の代表幹事・水野哲夫さんに聞いた。

「先生たちの指導は間違っていた」卒業生の厳しい言葉

水野哲夫さんは25歳で教員になり、私立の女子高に勤め始めた。それから数年後、1980年代初めに、助産師として働く卒業生を招き、学校で後輩たちに話をしてもらう機会があった。その後の慰労会の場で、彼女は水野さんたち教員に、「先生たちの指導は間違っていて、私たちを苦しめた」と厳しい言葉を投げかけた。

彼女が指摘した「指導」とは、コンドームを持っていたりすると、「不純異性交遊」をしているから生活を改めるようにと保護者を呼び出し、三者面談をするなどの学校側の対応のことだった。面談では、生徒に付き合いをやめるように強要していたという。

「そういう子は『悪い子』で、排除すれば学校の運営はうまくいくと上の方から言われ、疑いもせずにそんな指導をやっていました。私自身も性について無知だったのです。コンドームを持っているということは、性に関する知識と意識があるということです。それなのに、『生活が乱れている』と指導していました。また当時は保護者も何も言わず、生徒たちも学校から目をつけられては困ると、反抗することはありませんでした」

卒業生の厳しい指摘で自分の間違いに気づいたが、水野さんにはそれと同じくらいショックだったことがある。

「実は同じ教員の中には、自らの判断でそういう指導をしない人もいたのです。彼らは『おかしい』と思い、実行しなかった。先輩だけでなく、私の同期にもそういう人がいました。同じ組織の中で、彼らと違って自分は『性』と『人権』を結びつけて考えられず、性について間違った指導をして生徒の人権を踏みにじるおかしさに気づくことができなかった。それがショックでした」

性教育が始まって生徒に起こった変化

ちょうど同じ頃、水野さんの働く学校では体制が変わり、教員たち自身が相談してカリキュラムを新たに作成することになった。そこに性教育も加えた。水野さんたちはジェンダー研究者などを招き、まずは自分たちが学ぶことから始めた。そして2年間の研修を経て、1996年に1年生の必修として「性と生」の授業を始めた。

しかし、当初は教員たちも体の名称を言うことにすら抵抗感があったという。1学期の間、ずっと「ヴァギナ」「ペニス」ではなく「お股」と言っていたり、人の性交について「おしべ」「めしべ」で説明したりする先生もいた。一方で、生徒たちはどうだったのか。

「生徒たちはすぐに、これが大事なことだと理解しました。1990年代後半のこの頃は、『援助交際』や『ブルセラ』などで、女子高生が性の商品化の対象にされていました。生徒たちからは、『なぜ私たちばかりが“性の乱れ”と問題にされるのか。なぜ買う側の男性は問題にならないのか』と疑問が出るようになりました。『自分たちは商品ではない』『性の商品化とは何か』といった問題に文化祭で取り組むクラスもありました」

13歳までに性交について教えることができない

知ることで疑問が生まれ、自ら考え始めた生徒たち。それから約20年の時が経った。当時と現在、水野さんが教える生徒たちには、違いがあるという。

「今でも女子高生は『JK』などと呼ばれて、性の商品化の対象とされています。ただ、20年前の生徒たちは、荒削りでもモノをはっきりと言いました。素行の悪い子もたくさんいましたし、反抗もしましたが、生き生きしていました。今の生徒は、反抗する力を奪われているように感じます。『言わないほうが得』『長いものには巻かれろ』という雰囲気がどんどん強くなってきている。そのため今は、生徒たちの本音が分かりづらい。だから、教師側から生徒に話しかけ、気持ちを聞き出すようにしています」

水野さんが教える内容も、時代とともに変わってきた。

「昔は体の仕組みが中心でした。それは当たり前でやらなければならないことですが、2010年ごろ以降は、ユネスコの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に学び、包括的な性教育をしています。人間関係や性の商品化、性暴力などの社会の中の性と生の問題なども含めて取り扱うようになりました。また、多様性を性教育の基盤に据えています。以前から多様性は扱ってきましたが、性的少数者を『こういう人もいる、差別してはいけない』というように他人事として扱っていました。今は私たち自身が多様な性を織りなしている、性は多様だという意識を持つことを最初に教えます」

近年はインターネットやSNSの発達で、多くの情報を得られるようになった。それによって、生徒たちの性に関する知識に変化はあったのだろうか。

「高校や大学で講義をした際に出てきた質問を集めていますが、基本的にその中身は変わっていません。『性器の大きさはなぜ人によって違うのか』『精液を飲んだら妊娠するのか』などです。情報がたくさんあるようで、その実態はジャンク情報です。その上、いまだに公立中学校で性教育に充てる時間は、女子栄養大学の茂木輝順氏らの調査によれば、3年間でたったの約9時間です。また日本の刑法の、性行為の同意能力があるとみなされる年齢の下限である『性的同意年齢』が13歳であるにもかかわらず、学習指導要領に小5理科で『受精に至る過程は取り扱わない』、また中1保健体育で『妊娠の経過は取り扱わない』などの『歯止め規定』があります。そのため13歳までに性交などについて教えることができない。これはおかしい」

学ぶ権利を奪われ大人になっても性の知識が乏しいまま

性教育に反対する人たちは、「寝た子を起こすな」と言う。これは、わざわざ性的好奇心を喚起することはない、自然に学ぶ、ということだ。本当にそうだろうか？　水野さんはこう反論する。

「例えば、イギリスのカーディフ大学とスイスの不妊治療の製薬会社『メルクセローノ』が共同で実施し、2011年に発表された『スターティング・ファミリーズ』という18カ国の妊娠希望カップル対象の意識調査があります。このうち『妊娠に関する知識の程度』の調査の中の基本的だと思われる質問で、日本人男女の正答率はとても低かったのです」

その質問は「健康なライフスタイルであれば受胎能力がある」「月経がない女性でも受胎能力がある」「男性が精子を産生するなら授精能力がある」「男性が勃起できることは授精能力があることを示す」など。これらは、いずれも誤りだ。日本の男女の正答率は、「男性が精子を産生するなら授精能力がある」との問いでは18カ国中最下位。ほかの質問ではいずれも17位だったという。

「真剣に子どもが欲しいと思っている、大人のカップルの知識がこの程度だったのです。各国と比べて、明らかに知識量が足りない。つまり、教育が違うということ。妊娠に必要な知識も与えず、政治家は『子どもを3人産め』と言っているのです。自然に学べばいい、と言いますが、そこで得られる知識はせいぜい性交のことくらい。性と人権の関係のほか、デートDV（交際中のカップル間で起きる暴力）やセクハラの本当の問題点などは、主体的に学んで同世代と話し合わなければ身につきません」

こうした中で今年、東京都の「性教育の手引」が14年ぶりに改訂された。保護者の了解が得られれば、避妊や人工妊娠中絶など学習指導要領の範囲外の内容も教えることができるとしている。水野さんはこの改訂を経てこれから必要なのは、「学校の中で性教育ができる環境」だという。

改訂された東京都の「性教育の手引」に掲載された中学校の指導事例

生殖に関わる機能の成熟 1年：保健体育科 11時間

異性の尊重と性情報への対処 1年：保健体育科 11時間

男女相互の協力（合唱コンクールに向けて） 1年：特別活動

性情報への対応・性犯罪被害の防止 2年：特別活動 2時間

異性との人間関係を深めるには 2年：道徳

自分の命を精一杯生ききる 3年：道徳

エイズの予防 3年：保健体育科 7時間

大人計画（多様な生き方） 3年：道徳

「性の問題は、人の発達に欠かせない、人間が生きていく上で欠かせない問題です。しかし、日本では『性的に自立していない人間で大丈夫だよ』と言わんばかりに、学ぶ権利は奪われています。改訂された都の手引は、行政が作った文書ですが、『指導要領を超えた内容の指導がありうる』と書くのは非常に勇気がいることです。その点はよかったと思います。しかしまだ、学校で性教育をするには学校全体で合意が必要ですし、保護者の了解を取らなければならないなど、ハードルは高いままです。加えて、先生は多忙にさせられている。そういう中でも、学校の中に安定した性の学びの場を作っていけるかがこれからの課題です」

https://www.nippon.com/ja/japan-topics/c06602/

**・子ども同士の性暴力、７割が同性間　男子に多い重大事案**（朝日新聞・9月28日）

　児童福祉施設内の子ども同士で起きる性暴力は、同性間が７割を占め、特に男子同士の事案に重大な傾向がある――。こうした調査結果を、施設職員らのグループがまとめた。子ども間の性暴力の多くが、性的衝動によるものではなく、支配欲や知的障害など別の理由で起きていることを示唆しているという。

　児童福祉施設内での性暴力の実態は長年、明らかにされてこなかった。２年ほど前に裁判を通して三重県内の実態が表に出たことをきっかけに、注目されるようになった。厚生労働省が全国の実態調査をしたが、具体的な内容の分析や公表はされていない。今回の調査は全国に先駆けた取り組みといえる。

　調査したのは、大阪府や兵庫県内の児童福祉施設や児童相談所の職員、研究者ら約２０人でつくる「神戸児童間性暴力研究会」。昨年１０月から今年５月にかけて、原則１８歳までの子どもが生活する児童養護施設など、全国にある入所型の児童福祉施設２１カ所で、過去１０年間に起きた子ども間の性暴力について詳しく聞き取った。集まった１９７の事案について分析した。

　加害児と被害児を１対１でとらえた場合、調査対象は３０８ケースになった。加害児は１５６人、被害児は１９２人だった。加害児の８９％、被害児の６４％は男子。男子から男子への性暴力が全体の６２％を占めた。全国の児童福祉施設の入所者は、男子が５５％（厚労省調べ）。今回の調査では、男子の割合がそれに比べて多かった。

　加害児の年齢は、８５％が９歳以上。被害児は各年齢層にいるものの小学生が６０％を占めた。

　加害児については、性的にも揺れ動く「思春期入り口」の子どもへの支援が重要とみられる。一方、被害児については、年齢に応じた性教育や思春期前の子どもへの「自らの安全を守る方法」を身につける支援の必要性が浮かび上がった。

　ログイン前の続きまた調査によると、加害児の４３％に知的障害、３３％に発達障害などがあった。被害児もそれぞれ３７％、２４％だった。児童養護施設と児童自立支援施設全体では知的障害の児童が１２％、発達障害などの児童が２０％であることと比較するといずれも高く、こうした子どもへの配慮が必要であることが示唆された。

　性暴力の内容については、レイプに近いものから就学前の子どもの好奇心から来る探索行動までと幅広かった。ケースの重大度を５段階に分類したところ、男子が加害児の場合は、女子に比べて重大な事案が多かった。男子から男子への性暴力は、最重度と重度の事案が３７％を占めた。一方、男子から女子への場合は２７％だった。

　全体の５１％が、性暴力が複数回にわたって繰り返されていた。また全体の５５％が夜間に発生。職員態勢が手薄になりがちな時間帯だった。

　研究会によると、性暴力の態様について①暴力的言動を背景にした強制的行動②支配の道具として使われる行動③主に知的障害のある子どもが自分の性衝動に適切に対応できず、代わりに性暴力に至るもの④性被害を受けた子どもが自ら同じような状況になること（再現）を求めた結果の行為⑤幼児が体への興味などからとる探索的な行動――などに分類できることも見えてきたという。

　研究会は、今後さらに結果を分析し、支援の仕方や予防・早期発見・対応策について探る。それらをまとめたハンドブックを来年度以降に作成するという。

　研究会代表の遠藤洋二・関西福祉科学大学教授（児童福祉）は「調査結果から、有効そうな対応策も見えてきた。施設は、子ども間の性暴力の問題について隠したり、過小評価したりするのではなく、現実を見据えて対応するという意識をもつことが重要だ」と話している。

https://digital.asahi.com/articles/ASM9X2F1TM9XUTIL001.html?\_requesturl=articles%2FASM9X2F1TM9XUTIL001.html&rm=759

**＊性的搾取**

**・婦人相談所強化へ新法検討＝ＡＶ強要、ＪＫビジネスも対応－厚労省**（時事通信9月16日）

　厚生労働省は、都道府県が設置している婦人相談所の機能を強化するため、根拠法を売春防止法（売防法）から新法に改める検討を始めた。アダルトビデオ（ＡＶ）への出演強要や女子高生らに接客させる「ＪＫビジネス」といった若い女性を狙った新たな性被害などにもより十分な対応ができるようにする。早ければ来年の通常国会に法案を提出する方針だ。

　売防法は婦人相談所の設置目的について、売春を行う恐れのある女子の保護更生と定めている。これに関し、問題を抱える女性への支援を議論した厚労省の有識者検討会では「（同法が根拠では）本来の意味での女性支援は成立しない」などと見直しを求める意見が相次いだ。

　また、近年は「高収入のアルバイトがある」などとだまして誘うＡＶ出演の強要や、ＪＫビジネスが社会問題化。政府は２０１７年から毎年４月をこれらの被害防止月間として啓発活動を展開している。

https://www.jiji.com/jc/article?k=2019091600304&g=soc

**＊SNS関連**

**・SNSで犯罪に加担、高校生逮捕　教育現場への波紋**（長崎新聞社・9月30日）

県警、県教委 突きつけられた危機感

現役の長崎県立高校生が詐欺容疑で逮捕された。県警や県教委に波紋が広がっている＝佐世保市、四ケ町アーケード（写真はイメージ）

　8月中旬、佐賀市内で70代の女性がキャッシュカードをだまし取られる事件が発生した。詐欺容疑で逮捕されたのは、佐世保市在住の長崎県立高校3年の少年＝当時（17）＝。「お金が必要だった」と話しているという。県教委高校教育課によると、現役の県立高校生が詐欺の疑いで逮捕されたのは「おそらく初めて」。県警や県教委の関係者に波紋が広がっている。

　佐賀県警佐賀南署によると、少年は犯行グループの中で、キャッシュカードの受け取りや現金の引き出し役を担ったとみられる。

　「闇バイト、グレーバイトあります。即金ほしい人。お金に困っている人」

　少年は、会員制交流サイト（SNS）でこのような投稿を見つけた。

　「お金が必要です。グレーバイト、闇バイトでもやります」

　そう書き込むと、犯行グループからダイレクトメッセージが届き、具体的に指示を受けた。

　8月16日、犯行グループは家電量販店従業員を名乗り、佐賀市内の70代の女性宅に電話をかけた。「あなたの名義で当店の商品が購入されています。カードが不正に利用されているので交換が必要です。今から取りに行くので、渡してください」

　その後、少年は女性宅を訪問。キャッシュカード4枚を受け取り、うち1枚からコンビニの現金自動預払機（ATM）で50万円を引き出した。

◆　◆

　「欠席はないし、学校でのトラブルもない。普通の生徒だった。まさか、逮捕されるなんて…」

　少年が通う高校は驚きを隠せない。

　校長は「規範意識を醸成する教育はさまざまな場面でしている。ただ、特殊詐欺については、被害に遭わないようにするための指導が多かった。これからは、加害者にならないための教育が必要だと感じた」と語る。

　県警はこれまで、高校生が就職や進学で都会に出た際に特殊詐欺に巻き込まれる危険があるとして、卒業前に注意を呼び掛けてきた。しかし今回の事件は、SNSの発達に伴い、地方の現役高校生でも当事者になり得るという現実を突きつけた。県警生活安全企画課は「もう都会だけの問題ではない」と危機感を抱く。

　少年の逮捕を受け、同課は特殊詐欺に加担したり、被害に遭ったりしないよう呼び掛けるチラシを県教委に提供。県教委は全ての県立高校に配布し、指導を促した。今後は校長や教頭の研修会などに県警の担当者が出向き、講習会を開く予定だ。

　同課は「県警と県教委などの連携が必要。子どもは精神的に未熟なので、多くの大人が関わり、社会全体で守ることが大切」としている。

https://this.kiji.is/551203300764910689?c=174761113988793844

**・親子の会話は高学年ほど減少、LINEなどのやり取りは増加**（リセマム・9月30日）

　小中学生の親子の会話時間は学年が上がるにつれて減少傾向にあるが、親子間でのLINEやメールなどによるメッセージのやり取りは学年が上がるにつれて増加することが、NTTドコモ モバイル社会研究所が2019年9月27日に発表した調査結果より明らかになった。

　小中学生の親子の会話時間は学年が上がるにつれて減少傾向にあるが、親子間でのLINEやメールなどによるメッセージのやり取りは学年が上がるにつれて増加することが、NTTドコモ モバイル社会研究所が2019年9月27日に発表した調査結果より明らかになった。

　調査は、関東1都6県に在住する小中学生の子どもと保護者を対象に実施したもの。親子500組の有効回答を得た。調査時期は2018年9月。

　小中学生の親子が直接顔を合わせて会話する時間が「毎日5時間以上」の割合は、「小学1年生」43％、「小学2年生」35％、「小学3年生」34％、「小学4年生」45％、「小学5年生」23％、「小学6年生」13％、「中学1年生」24％、「中学2年生」16％、「中学3年生」14％。親子の会話時間は学年が上がるにつれて減少する傾向にあり、特に受験期の小学5・6年生、中学2・3年生は少ないことがわかった。

　一方で、親子間でのLINEやメールなどによるメッセージのやり取りは学年が上がるにつれて増加し、中学生では半数以上が「週に2・3回」以上やり取りをしていた。

　LINEの利用状況について、小学生は各学年とも「利用していない」が最多であったが、中学生になると一気に増加し、「毎日30分以上」利用する子どもが約6割を占めている。

https://resemom.jp/article/2019/09/30/52672.html

**＊その他**

**・子どもアドボカシーを考える／編集委員・大久保真紀**（朝日新聞・9月8日）

　最近、「子どもアドボカシー」という言葉を聞くようになりました。あなたが子どもで、親から暴力を受けて保護され、施設で暮らしているとします。もし、その施設でいつもおかずが同じだったら、「献立を変えてほしい」と声をあげることはできますか。そうした子どもの声を聴き、どうすれば改善できるかを一緒に考えるのが「子どもアドボカシー」です。どんな取り組みで、なぜ必要なのか、みなさんと考えます。

　まずは子どもアドボカシーの実現を望む若者の声を聴いてみます。児童養護施設や里親など社会的養護の下で生活した経験のある当事者らの団体「インターナショナル・フォスター・ケア・アライアンス（ＩＦＣＡ＝Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｆｏｓｔｅｒ　Ｃａｒｅ　Ａｌｌｉａｎｃｅ）」で５年前から活動している佐藤智洋さん（２４）です。

　　　　　◇

　私は１５～１９歳に東京の児童養護施設で生活しました。奨学金を得て大学に進み、今年から会社員として働いています。

　自分のことを振り返ると、まず保護された後に自分の置かれた状況とその後どういう流れになるのかを話してほしかった。里親か施設かの選択肢を示して、ちゃんと説明して子どもが選べる状況を作ってほしいです。私の場合は、どういうところに行くのかもわからず、とても怖かったことを覚えています。

　当初、私は意見を表明する権利が自分にあることも知りませんでしたし、自分の知らないところでいろんなことが決まり、「自分の人生に自分がいない」と感じていました。だから、自分の意見や希望を話せるだけでも、自分の人生なんだと思えます。１００％子どもの望みをかなえるのがアドボカシーではありません。できることを一緒に考えて行動を起こすのがアドボカシーです。

　今はＩＦＣＡの活動で、里親会や施設職員の研修、厚生労働省の意見交換会などに呼ばれて当事者として話をしています。ただ、当事者の意見を聞くのは大切ですが、聞きっぱなしはやめてほしい。聞いてどうなったのかというところまでフィードバックしてほしいです。

　社会的養護の当事者こそが社会的養護の専門家です。個人的には、まずは当事者の子どもたちが意見を表明できる独立の機関を作ってほしい。私は社会的養護に命を助けられた。だからこそ、良い養護制度になってほしい。そのためには利用者の意見を聞く必要があります。

　　　　　◇

　〈子どもの権利条約　１２条【意見を表す権利】〉　子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。（日本ユニセフ協会抄訳）

　子どもには意見を表明する権利があります。それは、３０年前に国連で採択され、日本政府も２５年前に批准した「子どもの権利条約」の１２条に記されています。その意見表明権を保障するための取り組みが「子どもアドボカシー」です。

　「アドボカシー（ａｄｖｏｃａｃｙ）」を直訳すると、「弁護」「擁護」ですが、「子どもアドボカシー」は「子どもの声を聴く」という意味で使われます。

　具体的に言うと、子どもに権利があることを伝えた上で、その意見に耳を傾け、思いや不満を受け止めます。もし、子どもがその状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人や社会に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが選択できるように情報を提供し、行動を支援するということです。

　それを実践する人を「アドボケイト（ａｄｖｏｃａｔｅ）」と呼びます。アドボケイトは独立していて、自身の思いや考えを交えず、１００％子どもの立場に立つことが求められます。

　　　　　◇

　日本では、２０１６年の児童福祉法の改正で子どもが権利の主体として初めて位置づけられ、子どもの「意見が尊重され」ることなどが書き込まれました。厚労省の検討会が翌年にまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの意見表明権や参画を支える柱としてアドボカシーを明記。今年６月には、実際の仕組みを２年をめどに検討するとした児童福祉法等改正法が成立し、国の調査研究事業が始まりました。

　民間団体の動きも活発になっています。東京、名古屋、大阪、福岡などではアドボケイト養成講座が既に開かれ、子どもアドボカシーの「全国協議会」設立に向けた議論も始まっています。鳥取では、２１年度に独立したアドボカシー機関を立ち上げる計画があります。児童養護施設「鳥取こども学園」副園長の藤野謙一さん（４８）は「まずは県内の児童養護の子どもたちのグループを作り、アドボカシー機関についても一緒に考えていきたい」と話しています。

　当事者活動を支援する昭和女子大助教の永野咲さん（３９）によると、社会的養護の経験者たちの当事者団体も全国で１０団体あるそうです。ＩＦＣＡは政策提言を目指し、「アワー・ボイス・アワー・ターン・ジャパン（ＯＶＯＴＪ）」は施設や里親家庭出身者の声を集めた冊子を作り、社会に発信しています。

　　　　　◇

　社会的養護の経験者として厚生労働省の委員会などで委員を務める中村みどりさん（３６）

　私は１歳から１８歳まで大阪の施設で育ちました。高校２年の時にカナダを訪問し、同じように社会的養護を受けている子どもたちと交流しました。

　カナダでは子どもたちが自由に出入りできるセンターがあり、そこで自分の意見や生活についての不満を自由に大人に話していて、ちゃんと耳を傾ける大人がいました。驚きました。日本でも子どもが自分たちの生活について語れる場が必要だと強く思い、０１年に日本で初めての当事者団体「シー・ブイ・ブイ（ＣＶＶ＝Ｃｈｉｌｄｒｅｎ’ｓ　Ｖｉｅｗｓ　＆　Ｖｏｉｃｅｓ）」の立ち上げにかかわり、０４年から６年代表を務めました。

　日本にもやっとアドボカシーの機運が出てきました。現段階では、３種類考えられます。第一はシステムアドボカシー。制度を変えたり、作ったりする時に経験者の意見を聞く。今も国の委員会に私が入るなどしていますが、今後は当事者を複数入れる必要があります。

　二つめは、いま施設や里親の下で暮らす子どものアドボカシー。電話などで連絡すればアドボケイトが来てくれるアドボカシー機関の設立です。最後は、一時保護や施設入所など子どもの処遇を決めるときに、アドボケイトが本人の意見を聞き、対立しやすい児童相談所や親に意見を伝えていく仕組みが必要です。

　アドボケイトはきちんと養成し、質を担保する必要があります。１００％子どもの味方で、利害関係のない第三者でなければなりません。子どもの意見を聞くだけでなく、したいことを実現するにはどうすればいいかを一緒に考え行動してくれる人でなければいけません。

　アドボカシーは全ての子どもに必要です。まずは、今まさに権利が脅かされている子どもがいる社会的養護の分野から整備が急がれます。

　　　　　◇

　英国・西イングランド大学特別講師のジェーン・ダリンプルさん

　なぜ子どもにアドボカシーが大切なのか。子どもは大人によって社会の隅に追いやられているからです。しかし、子どもは社会的な主体です。彼らが自分の人生について発言権をもつことを支え、意見を言えるようにすることが大事です。

　英国でもアドボカシーが発展したのはこの２０年。９７年の調査で、社会的養護下の子どもが声を上げていたにもかかわらず、受け止められずに不適切な扱いが放置されていたことが明らかになったのがきっかけです。

　０４年には子どもは独立アドボケイトの支援を受ける権利があることが法律で定められ、０７年には社会的養護下の子どもたちの発言権が認められるべきだとする政府の政策文書が出ました。その結果、今では各自治体に「子ども評議会」が設置され、子どもが行政の責任者に直接意見を伝えることができるようになっています。

　個人の生活でも、サービスや制度に意見を言えることが大切です。鍵はアドボケイトが独立していること。ソーシャルワーカーや里親、施設の職員も子どもの話を聞くことはできますが、たとえ良い関係だったとしても彼らにはそれぞれの立場と役割がある。だから独立して子どもの声を聴くアドボケイトが必要です。

　　　　　◇

　カナダ・トロント在住の菊池幸工（こうこう）さん（６４）

　カナダのアドボカシー事務所は公の独立機関で、調査権限もあります。社会的養護の子どもが意見や不満があるときに連絡してきます。約４０年の歴史があり、若者の意見で法律や政策が変わったこともあります。

　アドボカシーは、大人と子どもが一緒になって、よりよい社会をつくる活動です。圧倒的に力を持つ大人が一方的に物事を決めるのはおかしいという考え方が根底にあります。「子どものために」という意識では、自分が子どもより上にいることになります。「子どもと一緒に」というのがアドボカシーの精神です。

　アドボカシーの基本は、本人が解決することをサポートすること。どこの窓口に行けばいいか一緒に考え、子どもが行けるようにする。それでも本人ができないときは、一緒に行くとか、子どもの指示に基づいてアドボケイトが代弁します。一緒に考え、支援しますが、子どもができることをアドボケイトが奪ってはいけません。また、誰にも話さないでと子どもが望めば、アドボケイトは秘密を守らなくてはなりません。

　こんなこともありました。白血病になり、治療を受けないと数年しか生きられないという１０歳ぐらいの少女がいました。彼女は先住民で、伝統的なシャーマニズムを信じ、「西洋的な治療は受けたくない」と主張。周囲の大人は医療を受けるべきだと考えましたが、裁判所がこの少女の意見を認め、数年後には少女は亡くなりました。

　アドボカシーは一般的な「子どもの最善の利益」と相反することもあります。子どもの声は正当で、意味があるという認識を社会が共有する必要があります。アドボカシーを定着させることは、権利ベースの文化を広めることでもあります。

　　　　　◇

　海外の動向に詳しい大分大学助教の栄留（えいどめ）里美さん（３８）

　英国では、ＮＰＯが自治体から委託されてアドボカシーを実践しています。児童相談所が開く援助方針会議に子ども自身がアドボケイトと一緒に参加します。また、アドボケイトは施設を訪問して子どもの意見を聞き、子どもの意思に基づいて児相職員に伝えたり、苦情申し立てをしたりします。

　英国で会った子どもたちは、自分の希望や意見が実現すること以上に参画できたことを喜んでいました。希望が通らなくても、勝手に決められたのではないという思いを持つため、結果に納得するのです。また、援助方針会議などで自分のためにこんなに多くの人が集まり、いろいろ考えてくれているということを知って喜ぶ子どもも少なくありません。

　日本では今後、アドボカシーの独立性を確保できるかが大きな課題になります。財源もなく、名ばかりでは役割は果たせません。法律で定め、財源の確保が必要です。

　　　　　◇

　「こんな大人がいて、こんな公の機関があるんだ」。１８年前、私がカナダ・トロントにあるアドボカシー事務所を初めて訪れたときの衝撃はいまも忘れられません。子どもの声にじっくりと耳を傾け、子どもを信じ、寄り添い、子どもの力を引き出す活動に心を打たれました。

　「子どもの声を聴く」というと、すぐに「子どものわがままを許すのか」という声があがります。子どもアドボカシーは、子どもの言いなりになることではありません。また、子どもたちは話をじっくり聞いてもらうだけでも変わります。

　子どもへの虐待事件が後を絶ちません。１月に千葉県野田市で亡くなった栗原心愛さん（１０）が父親の暴力について「先生、どうにかなりませんか」と声を上げていたにもかかわらず、その声は受け止められませんでした。子どもの声を聴くことは彼らの命を守り、安心で安全な生活を築くことにつながります。

　日本でアドボカシーの枠組みをどう作っていくかはこれからですが、まずはアドボカシーとは何か、その概念と精神を社会が理解し、共有することが第一歩です。（編集委員・大久保真紀）

https://www.asahi.com/articles/ASM935QJKM93UTIL02D.html?iref=comtop\_list\_nat\_f01

　　　　　◇

**・せき止め乱用、10代で急増　厚労省の薬物依存調査**（日経新聞9月15日）

2018年に薬物依存などで全国の精神科で治療を受けた10代患者の4割以上が、せき止め薬や風邪薬などの市販薬を乱用していたことが厚生労働省研究班の実態調査で分かった。14年の調査では1人もおらず、近年急増していることを示した。取り締まりが強化された危険ドラッグの10代の乱用者は1人もいなかった。

「消えたい」「死にたい」などと考え、生きづらさを抱えた若者が、一時的に意欲を高めるために市販薬を乱用するケースが多いという。せき止め薬は安価で簡単に入手できる上、中枢神経興奮薬と抑制薬の両方の成分が含まれている。

全国の入院設備のある精神科1566施設を対象に調査を実施。18年9～10月に薬物関連の治療を受けた患者のうち同意が得られるなどした2609人を分析した。

大人も入れた全世代では、乱用した薬物は覚醒剤が最多で56%を占め、睡眠薬・抗不安薬の17%が続いた。前回の16年調査から大きな変化はない。シンナーなどの揮発性溶剤（6%）と危険ドラッグ（3%）は減り、市販薬（6%）と大麻（4%）はわずかに増えた。

10代は34人で、41%が市販薬を使用し、次いで大麻が21%だった。危険ドラッグは1人もいなかった。前々回の14年調査では市販薬0%、大麻4%、危険ドラッグ48%で、傾向が変化していた。

市販薬でも大量に服用するなどの誤った使い方を続けると、中断した際に感情的苦痛に襲われて、やめられなくなり、生活が破綻する恐れがある。

大人を含めた市販薬乱用者の4割は女性で、9割以上が男性だった危険ドラッグ乱用層がそのまま移行したとは考えにくいという。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49853540V10C19A9CR8000/

**・［災害と子ども］心の回復には遊びが必要　平気そうな子ほどケアを**（ヨミドクター・9月16日）

　「先生は、子どもたちと遊んでますか？　少しでも時間があれば、診察室から出て遊んでやってくださいよ。今、彼らに必要なのは、そういうことなんですよ」

　２０１１年３月に東日本大震災が起きて２週間ほど 経た った頃、私はＮＧＯの緊急医療支援チームの一員として、２週間近く、岩手県大槌町で活動しました。避難所となっていた高校の給湯室の一角を借りて急ごしらえの小児科診察室を作り、体調を崩したお子さんを診察しました。そんなある日、一緒に診察室を管理していた男性看護師からかけられたのが、この一言でした。

　避難所で求められていたのは「日常」でした。幼児は遊ぶ場を、小学生や中学生は学校の再開を、大人は仕事の再開を望んでいました。非日常の避難所生活の中で、少しでも以前の「日常」を取り戻すこと。それは診療も同じでした。

　災害時にすべきことは、普段の生活に少しでも近づけること。特別な診療ではありませんでした。そんなことに気づかされながら、診療をしたり、保育園の巡回をしたりして過ごしました。

「会議の声が聞き取れない」「電話だと話がわからなくなる」…聞こえるのに理解できない障害「ＡＰＤ」

イラスト：江村康子

大事なのは「普段に近づける」こと

　９月は防災月間です。毎年この時期になると、防災グッズや災害時の豆知識など、色々な情報が連日、報道されます。私は地方の病院で働く小児科医に過ぎず、ましてや災害医療の専門家ではありません。私が伝えられる特別なことなんて、何もないんじゃないか……そう思っていました。

　そんなとき、ふと唐突に、冒頭の彼の言葉を思い出したのです。災害時に求められていたのは「特別なこと」じゃなかったよな、と。

　前置きが長くなりましたが、今回は防災について書こうと思います。でも特別なやり方、裏技的な話、専門的な知識をお話しするわけではありません。ただ、「普段に近づける」という視点で、災害時の子どもの医療についてお伝えしたいと思います。

流行するのは「珍しい病気」ではない

　災害時に特に流行しやすい病気はどんなものか、ご存じでしょうか。

　直後にまず増えるのは、ケガなどから起きる感染症です。１週間ほどすると、汚染された食物や水を介した感染症が増えてきます。ノロウイルスや細菌などによる感染性胃腸炎などです。

　次に、避難所など人が密集した環境で、呼吸器感染症が増えてきます。上気道炎や気管支炎、インフルエンザなどです。 麻疹はしか の流行が起きることもあります。いずれにしても、決して珍しい病気が流行するわけではなく、「 日頃からよく見られる感染症が多い 」ということがおわかりいただけると思います。

　これらの感染症を予防するには、アルコールによる手指の消毒や流水、石けんによる手洗いが大切です。水が十分になければ、ウェットティッシュで代用することになります。ちなみに赤ちゃんのおしり拭きは「万能グッズ」で、色々なことに使えて重宝します。汚物処理には、普段はビニール袋や使い捨ての手袋をよく使うと思いますが、災害時は入手が難しくなることがありますので、あらかじめ多めに備蓄しておくことをお勧めします。

　避難所はパーティションで区分けすることが多いのですが、これは感染予防策としても有効です。それでも、麻疹などの空気感染症は、いったん発生すると、平常時でも感染を封じ込めるのは非常に難しいものです。栄養状態や衛生状態がより悪化する避難所では、なおさらです。

平時の予防接種が災害対策

　そんな被災地で流行を封じ込めるための切り札は何でしょうか。

　それは特別なことではありません。予防接種です。ワクチンの接種率を上げておくと、いざというときに避難所での爆発的な感染症の流行を未然に防ぐことができます。「 平時のワクチン接種は、災害時の対策にもなる 」ということを強調しておきたいと思います。

子育てを助けてもらうのはわがままじゃない

　災害時には、お母さんの心身にも大きな負担がかかります。母乳をあげているお母さんは、母乳が出にくくなったと感じるかもしれません。

　ただ、それは一時的なものです。まずは安心し、リラックスできる空間を作ること。赤ちゃんが欲しがるたびに飲ませていると、母乳はまた作られ、出やすくなります。パーティションやテントなどを活用して、避難所に授乳スペースを作り、「 少しでも普段の様子に近づけることが、母乳栄養を続けるうえで大切 」とされています。

　一方、ミルクをあげているお母さんは、粉ミルクと哺乳瓶両方の殺菌が必要になります。

　粉ミルクは７０℃以上のお湯で殺菌する必要がありますが、１９年３月からは、日本でも液体ミルクの販売が開始されました。これは、粉ミルクと同じ組成ですが、調乳の手間がかからず、お湯による殺菌も不要で、常温保存が可能。そうした点から、災害時には特に有用です。

　哺乳瓶の殺菌が難しい場合には、紙コップを用いたカップ授乳という方法があります。

　授乳に限らず、強調しておきたいことがあります。それは、「 災害時でも、いつも通りの子育てができるよう、周りの人に手伝ってもらうことは、決してわがままではない 」ということです。赤ちゃんのためにも、お母さんは自分を大切にしてくださいね。

子どもは遊びを通じて回復する

　災害時には、お子さんの赤ちゃん返りや夜泣き、乱暴な行動などが目に付くかもしれません。同じ話を何度も繰り返したり、災害を再現する「地震ごっこ」「津波ごっこ」の遊びをすることもあります。これは、子どもが子どもなりに災害を受け止め、体験を消化するために必要なプロセスと言われています。「異常な行動」ではなく、「非常時における正常な行動」です。大人が時間を作って一緒に遊び、話をして、抱きしめてあげてください。子どもも親に気を使っています。平気そうに見える子どもほど、ケアが必要です。

　子どもの心のケアのために、災害時には、子どもたちが安心して安全に過ごすことのできる場所、いわゆる「子どもにやさしい空間」が必要とされています。詳しくはユニセフなど制作の「子どもにやさしい空間ガイドブック」をご参照ください。

　子どもは仲間と遊ぶ中で、災害によるマイナスの影響を最小限にとどめ、情緒を安定させ、回復し、日常を取り戻していくことができます。過酷な状況下で、大人が子どもに関わる際に大切なのは、「 どうやったら遊びを続けさせられるかを考えること 」です。内閣府の避難所運営ガイドラインにも「キッズスペース（子供の遊び場）の設置を検討する」と記載されています。

　冒頭の会話に戻りましょう。

　８年前、避難所の給湯室で、「先生、子どもと遊んでる？」と私に問いかけた男性看護師・細本龍男さんは、「災害時こそ子どもには日常の遊びが大切」ということをいち早く見抜いていました。率先してプレイルームを作り、「子どもにやさしい空間」を確保して、子どもたちを笑顔にしていった彼の姿に、私も励まされました。彼は、その後もずっと大槌と関わり続けています。

　台風１５号や九州北部の豪雨の影響で、多くの方が困難に直面しています。少しでも日常が回復されることを祈りつつ、私自身にできることを探していきたいと思っています。

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20190905-OYTET50005/

**・小中学校の冷房教室77%に　酷暑で急増、国の支援影響**（日経新聞・9月19日）

文部科学省は19日、全国の公立小中学校の普通教室約38万3500室のうち、冷房が設置されている割合は今月1日時点で77.1%だったと発表した。前年同期比19.1ポイントの大幅増。最近の酷暑を踏まえた政府の熱中症対策で、学校の冷房設置費に充てる臨時交付金を2018年度に創設、自治体への支援を強化したことが影響した。

調査を始めた1998年7月時点の設置率は3.7%。伸びは当初緩やかだったが、繰り返す猛暑で学校の学習環境改善を求める声が高まり、近年は急増している。

都道府県別に見ると、滋賀、香川の2県は100%を達成し、東京は1室を除き全ての普通教室に設置済み。このほか群馬、福井、大分など13府県は設置率が90%を超えた。一方、低かったのは北日本地域の北海道0.8%、青森5.6%、秋田18.7%の順だった。

文科省によると、今後設置を予定する学校も多く、北海道、青森、秋田を除く44都府県が来年3月末までに80%に達する見通しという。

普通教室は、主に通常の授業を行う教室。普通教室以外では、理科室や音楽室などの特別教室が48.5%、体育館は2.6%だった。

昨夏は各地で猛暑となり、愛知県豊田市の市立小で校外学習から教室に戻った1年男児が熱射病で死亡した。政府は18年度補正予算で822億円の臨時交付金を設け、冷房設置費の3分の1を補助。自治体負担分の一部を地方交付税で賄うなど手厚い財政支援を実施している。〔共同〕

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49991830Z10C19A9CR8000/

**・大人の不安は子どもに影響：衝撃ニュースから心を守る基礎知識**（Yahooニュース・9月22日）

海原純子 | 博士（医学）・心療内科医・日本医科大学特任教授

さいたま市で小学4年の男児が殺害された事件で、子どもたちへの影響が心配されています。同級生や同じ学校の児童だけでなく、報道に接した子どもたちが受けたショックを心配する声も聞かれます。子どもたちの心を守るために、大人の皆さんに知っていただきたい基礎知識をまとめてみました。

1. 親の不安は子どもに影響する

気をつけてほしいのは、過剰反応により不安を引き起こさないでほしいということです。心のケア対策として学校に臨床心理士が派遣されるのは、迅速な対応として重要だと思います。ただ保護者や周囲が過剰に反応し子どもたちに心の傷を残すのではないかと心配して不安になることで、逆に子供の不安を増加させてしまうことがあるので注意してほしいものです。親や周囲の不安感は子どもに影響します。まずは親が心を安定させることが必要です。

2. 子どもの変化を捉えておく

衝撃的な出来事が起こってから1か月以内に起きる急性ストレス障害の症状について知り、子どもの状態を捉えてほしいと思います。急性ストレス障害では音などに敏感になったり興奮状態になったり逆に反応が鈍くなったりという症状が起きることがあります。

子どもの場合は、悪夢を見てうなされる、赤ちゃん返りして指をしゃぶったり爪を噛んだり甘える、などの症状も起きるので周りの方が驚くことがあります。これまでできていたことができない、例えばトイレにひとりで行けない、暗いところを怖がる、などの症状が起きたり、体の症状として下痢や頭痛を訴えることや引きこもりがちになることもあります。

このことですぐ子どもに心の傷が残ると不安になりあわてないでください。急性ストレス障害のすべてがPTSDになるわけではありません。ただこうした変化は臨床心理士や医師に伝えて経過を観察してください。多くは1か月ほどで改善していきます。変化を捉え子どもを安心させてあげることが大事です。一緒に過ごす時間を増やし安心させてください。

3. レジリエンス（回復力）を高める

ストレスによる交感神経緊張状態を改善することが大事ですが、心の回復力は自然の中など深呼吸ができる環境の中でゆったり過ごすことが大切です。子どもは怖い、悲しい、という感情を言葉で表現することができにくいものです。こうした感情を言葉で表現する代わりに身体をのびのびさせて遊ぶ、走る、歌う、などが大事です。好きな動物とのふれあいなどもよいと思います。こうしてリラックスできる環境を作ることで子どもたちの心の回復力は高まります。

4. 過剰な報道に注意

事件を目撃するなど直接関係していなくても、報道を見たり聞いたりして心に影響を残すことがあることは、これまで何度も報告されています。必要な報道は大事ですが、事件を伝えることに不要と思われる過剰な報道についてメディアに考えていただきたいと思うことがしばしばあります。今回の事件ではこれまでのところそうした報道は見られていないのですが、今後もそうした配慮を続けていきたいものです。

https://news.yahoo.co.jp/byline/umiharajunko/20190922-00143695/

**・外国籍児1万9千人が不就学か　文科省、初の全国調査**（日経新聞・9月27日）

文部科学省は27日、外国籍の子どもの就学状況について初めての全国調査の結果を公表した。日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児12万4049人のうち、15.8%に当たる1万9654人が、国公私立校や外国人学校などに在籍していない不就学の可能性があることが判明した。

外国人労働者の受け入れが拡大する中、不就学児童の増加が懸念されており、就学支援や日本語教育の充実などが求められている。

調査は2019年5月時点で把握している状況について、市区町村教育委員会に報告を求めた。調査対象とした12万4049人のうち、各教委から11万4214人について報告があり、うち10万1399人が日本の小中学校や外国人学校などに通っていた。

残りの外国籍児のうち、実際に不就学だったのは1000人で、教委が家庭訪問などをしたが就学が確認できなかったのが8768人いた。さらに9886人については住民基本台帳には登録されていたが、そもそも確認の対象にしていないため、実態がつかめていない。文科省はこれらを合計した1万9654人について不就学の可能性があると判断した。

文科省によると、外国籍の子どもが公立の学校に就学を希望した場合、国際人権規約などを踏まえて入学できる。ただ就学の義務はなく状況確認の対象外としている教委もある。

不就学の可能性がある子どもは都道府県別では東京都の7898人が最も多く、神奈川県（2288人）、愛知県（1846人）が続く。政令市では横浜市（1675人）や大阪市（1117人）が多かった。

外国籍の子どもが1人以上いたのは1196市区町村で全体の68.7%。全体の約3分の1の市区町村が、外国籍の子どもがいる家庭に小中学校入学前に就学案内を送っていなかった。日本語教育の指導者がいるのは502市区町村で、指導者4252人のうち常勤は6%で非常勤やボランティアが多かった。

横浜市は17年9月、来日間もない子どもに1カ月間、日本語などを教える日本語支援拠点「ひまわり」を開設した。日本の学校に週2日、ひまわりに3日通う。出川進校長は「学校に早くなじめるよう、自分の気持ちや体調を言える水準にしてあげたい。外国籍の子どもには他国との懸け橋になってほしい」と話す。

外国人教育に詳しい愛知淑徳大の小島祥美准教授は「学校は多文化教育などを通じて子どもたちの外国への理解を深め、外国籍の子どもたちの仲間づくりを後押ししてほしい」と指摘している。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50308100X20C19A9CR8000/

**・ファミサポで独自に安全対策強化**（共同通信・9月27日）

実施自治体35％、幼保無償化で

「ファミリー・サポート・センター事業」の調査結果について記者会見する保育事故の遺族（右）ら＝27日午後、大阪府庁

　子どもを一時的に預けたい保護者と、個人宅で預かる援助会員を行政がつなぐ「ファミリー・サポート・センター事業」（ファミサポ）について、実施する市区町村の35％が独自に安全対策を強化していることが27日、民間調査で分かった。10月から幼児教育・保育無償化の対象となるのを前に、保育事故の遺族らは「国が厳しい基準を作るべきだ」と訴えている。

　保育中の事故で子どもを亡くした親や専門家でつくる「保育の重大事故をなくすネットワーク」が、921自治体を対象に調査。274自治体から回答があった。

　国の実施要綱は、援助会員に緊急救命講習の受講しか義務付けていない

https://this.kiji.is/550250753770439777